

第43回「滋賀県中学生水の作文コンクール」
(兼 第48回「全日本中学生水の作文コンクール」滋賀県地方審査)
(兼 第23回「琵琶湖・淀川流域水の作文コンクール」滋賀県地方審査)
実 施 要 領

令和7年12月
滋 賀 県

1 目 的

「水の日」および「水の週間」の行事の一環として、次代を担う中学生を対象とした作文コンクールを実施することにより、広く水に対する関心を高めるとともに、理解を深めることを目的とします。

2 主 催

滋賀県

3 募集内容

(1) 名 称

第43回「滋賀県中学生水の作文コンクール」

(2) 対 象

コンクール実施当該年度に滋賀県内の中学校に通学する中学生（中学生と同じ学齢の者を含む。）

(3) 課 題 「水について考える」（題名は自由）

水は、地球上のあらゆる生命の源であり、特に、私たちの生活や農業・工業等の産業活動を支える重要な資源となっているほか、地域の豊かな生態系の保全や文化の形成にも大きな役割を果たしています。一方、水は「恵み」の一面もあれば、豪雨や洪水、湯水等の「災い」という一面もあります。

この水に大きく関わる琵琶湖を有する滋賀県では、環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、保全活動への参加意欲を高めるため、「びわ湖の日（7月1日）」を制定しており、琵琶湖と関わる様々な活動「びわ活」を推進しています。また、琵琶湖から流れ出る瀬田川は、宇治川と名前を変え桂川や木津川と合流し、淀川となり大阪湾へ注いでおり、近畿地方の社会・経済の基盤となっていることから、琵琶湖の水は琵琶湖・淀川流域全体に恩恵をもたらしています。

また、令和6年（2024年）12月に、国連において、国際デーである「世界湖沼の日（8月27日）」が制定されました。この日は、昭和59年（1984年）に滋賀県で開催した第1回世界湖沼会議（当時は世界湖沼環境会議）の開会日に由来し、滋賀県に大変ゆかりのある日であり、琵琶湖における長年の保全活動が世界に認められた証ともいえます。

私たちの暮らしは、水によって支えられていますが、琵琶湖の水はもとより、地球上の水は無限ではありません。この滋賀県独自の「びわ湖の日」と世界的な「世界湖沼の日」といった象徴的な日があることもしっかり学びつつ、私たち一人ひとりが水の循環の重要性を理解し、水や琵琶湖の価値について改めて考え、持続的な保全や活用に向けて、何をすべきか考えることが重要です。

この機会に、日常生活での体験や授業で学んだことを基に、「水について」考えてみましょう。

【例題】 「大切な水」「水不足の経験」「命を支える水」「川の様々な役割」「ダム役割」
「水と暮らし」「水ビジネス」「水源を守る」「水源の森」「水のある風景」
「琵琶湖・淀川流域の交流・連携」 など

(4) 原稿

400字詰め原稿用紙（A4サイズ）4枚以内で、日本語で表記された個人作品（手書き、電子のいずれも可）。

(5) 応募方法

- ・応募作文には、本文の前（原稿用紙枠内）に題名、学校名（ふりがな）、学年、氏名（ふりがな）を必ず記入してください。
- ・応募作文の入った封筒に、「水の作文 合計〇〇通在中」と記入の上、郵送して下さい。

(6) 募集期間

令和8年4月1日(水) から令和8年5月1日(金) まで(必着)

(7) 応募先および問合せ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県 琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課 電話 (077)528-3485 (直通)

4 入賞作文等

・滋賀県において、最優秀賞1名、優秀賞2名以内、「びわ湖の日」特別賞1名、「世界湖沼の日」特別賞1名、佳作2名以内を入賞作文として選定し、知事名で表彰します。

- ① 最優秀賞 1名 : 賞状
- ② 優秀賞 2名以内 : 賞状
- ③ 「びわ湖の日」 特別賞 (特に琵琶湖の再生や琵琶湖の価値について考えた作文) 1名 : 賞状
- ④ 「世界湖沼の日」 特別賞 (特に国際的な視点から湖沼の価値や水資源について考えた作文) 1名 : 賞状
- ⑤ 佳作 2名以内 : 賞状

・特に優秀な作文は、第48回「全日本中学生水の作文コンクール」および第23回「琵琶湖・淀川流域水の作文コンクール」の応募作文として各主催者に提出します。

参 考

・「全日本中学生水の作文コンクール」

国で以下のとおり入賞発表が行われ、県内の入賞者へは県から通知します。

最優秀賞および優秀賞の受賞者は、国等が実施する「水の日」の行事に招待され、賞状および副賞が授与されます。

入選者には県から賞状および副賞を伝達します。

- ① 最優秀賞 1名 : 賞状、副賞
- ② 優秀賞 8名程度 : 賞状、副賞
- ③ 入選 30名程度 : 賞状、副賞
- ④ 佳作 ①、②および③を除く者全員 : 記念品

・「琵琶湖・淀川流域水の作文コンクール」

琵琶湖・淀川流域水の作文コンクール実行委員会で以下のとおり入賞発表が行われ、県内の入賞者には県から通知し、賞状および副賞を伝達します。

流域賞 滋賀県から1名 : 賞状、副賞

5 個人情報の取扱い

・応募作文に記載されている個人情報は、本コンクールの運営に必要な範囲内で利用します。応募者の同意なく、利用目的を超えて利用することはありません。

・入賞作文については、作文や学校名・学年・氏名を滋賀県、国および琵琶湖・淀川流域水の作文コンクール実行委員会のホームページや作文集に掲載するほか、報道機関等に提供しますので、あらかじめ御了承ください。

6 その他

・応募作文は、自作の未発表のものに限ります。生成AIによる生成物は認められません。受賞後に、不正(他人の作文の盗用など)が発覚した場合は、賞を取り消すことがあります。

・入賞作文の使用権は、滋賀県に帰属します。ただし、「全日本中学生水の作文コンクール」および「琵琶湖・淀川流域水の作文コンクール」の入賞作文の使用権は、各主催者に帰属します。

・応募作文は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。